

(別表 1) 補助対象経費の種目及び補助率

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次の事業を行う場合 ①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 ③切れ目ない総合的支援事業 ④加害者プログラム事業 民間シェルター等 1 か所当たり、年額 1,000 万円 ※ 1 上記金額には、事業管理経費として、①、②、③及び④に係る事業費の 10% 以内の金額を含むことができる。 ※ 2 年額 20 万円（事業管理経費を含む。）を下限とする。 ※ 3 本事業により収益（加害者プログラム参加者からの参加費を含む。）が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付する。	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等 ※補助金の交付決定前に支出された経費も対象とする。 ※以下の経費は対象とならない。 ➤ 事業実施に直接関連のない経費 ➤ 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費 ➤ 申請書類の作成及び提出にかかる費用 ➤ 補助金に係る消費税等仕入控除税額 ➤ 本事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費（ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではない。）	10/10

(別表2) 補助金の交付の対象となる具体的な経費

1 区分	2 対象経費
受入体制整備事業	① メール・SNSの活用や出張相談等により被害者等の状況に応じた柔軟な相談を行うために要する経費 (例) メール・SNS相談及び出張相談等に応じる支援員の人件費(社会保険料等含む。以下同じ。)、交通費、出張旅費、システム整備経費等 ② 母子一体で受け入れる等の多様な被害者等を受け入れるために要する経費 (例) 施設の改修経費、他の適切な居住施設の賃借料等 ③ 安全な相談・支援体制の確保のために要する経費 (例) 感染症対策及び防犯のための需用費・役務費・資機材・備品費等
専門的・個別的支援事業	① 被害者等の特性や課題に応じた専門的・個別的支援を実施するために要する経費 (例) 専門職及び個別的な対応を行う支援員(※原則として専門資格を所持すること)の人件費、報酬、謝金、交通費等 ② 関係機関とのネットワーク構築・連携強化により、総合的・包括的支援を実施するために要する経費 (例) 支援のコーディネート及びスーパーバイズを行う支援員の人件費、報酬、謝金、交通費等 ③ 支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上を図るために要する経費 (例) 講師等の謝金、旅費、借料(研修会場、同付帯設備・備品)、研修に係る需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等
切れ目ない総合的支援事業	① 入所中の被害者や退所した被害者等が、心身を回復し、自立に向けて生活再建を図るために必要な各種プログラムの実施及び交流会等の運営に要する経費 (例) 講師等の謝金、旅費、借料(講習会・交流会場、同付帯設備・備品)、講習会等の実施に係る需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等 ② 退所した被害者等に対する行政機関等関係機関への各種相談・手続きに係る同行支援に要する経費 (例) 同行謝金、交通費等 ③ 退所した被害者等への家庭訪問等のアウトリーチによる各種相談・助言及び生活支援を行うために要する経費 (例) アウトリーチ支援を行う支援員の人件費、報酬、謝金、交通費等
加害者プログラム事業	① 加害者プログラムの実施及びファシリテーター等の養成に要する経費 (例) プログラムの実施及びファシリテーター等の養成に係る謝金、旅費、借料(会場、同付帯設備・備品)、需用費・役務費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費)等